

令和2年第1回東大和市議会総務委員会記録

令和2年3月9日（月曜日）

出席委員（8名）

委員長	荒幡伸一君	副委員長	根岸聡彦君
委員	大后治雄君	委員	森田真一君
委員	蜂須賀千雅君	委員	和地仁美君
委員	東口正美君	委員	中野志乃夫君

欠席委員（なし）

委員外議員（3名）

議長	中間建二君	4番	実川圭子君
6番	尾崎利一君		

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

出席説明員（6名）

副市長	小島昇公君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
社会教育部長	小俣学君	行政管理課長	木村西君

会議に付した案件

- (1) 2第2号陳情 市が検討している公民館・集会所等の使用料見直し（有料化）内容について、市が方針決定する前に市民への説明と市民が意見を述べる機会を求める陳情
- (2) 所管事務調査
市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関すること

午前 9時29分 開議

○委員長（荒幡伸一君） ただいまから令和2年第1回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（荒幡伸一君） 初めに、2第2号陳情 市が検討している公民館・集会所等の使用料見直し（有料化）内容について、市が方針決定する前に市民への説明と市民が意見を述べる機会を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局長（並木俊則君） 2第2号陳情 市が検討している公民館・集会所等の使用料見直し（有料化）内容について、市が方針決定する前に市民への説明と市民が意見を述べる機会を求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（荒幡伸一君） 朗読が終わりました。

それでは質疑を行います。

○委員（東口正美君） それでは質疑をさせていただきます。

この公民館の使用料につきましては、私たちが市民の皆様から様々な御意見をいただいているところでございます。公明党会派といたしましては、公民館・集会所等の使用については、市民に負担を求めることは慎重に進めるべきであり、安易に負担を求めるべきではないと考えていますが、現在の市のお考えをお聞かせください。

○企画財政部長（田代雄己君） 現在の状況でございますが、負担についてということで、現在受益者負担の在り方につきましては検討している状況であります。したがって、現時点では市として負担を求める、求めないというところにつきましては、決定はしていない状況でございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） この公民館の使用料ということですが、これまでも事業別の行政コストについて市民に分かりやすい情報提供を求めてまいりました。特に公共施設の維持管理については、今後多大な費用が必要となることもありますので、コストを明示していく必要性はさらに増していくと思いますが、今回原価計算等を示すなど、市としてのお考えはどのようになっていますでしょうか。

○行政管理課長（木村 西君） 昨年の6月に全員協議会を開催させていただいたところですが、そちらにおきまして、財政状況の御説明をさせていただいているところでございます。その中で、公共施設の老朽化対策といたしまして、建築系の公共施設更新に係る経費では財源不足が毎年9億円、学校施設の長寿命化をする場合には1校当たりの市負担額が約11億5,000万円、下水道施設の更新等に係る経費では、平均事業費が毎年約2億6,000万円と見込んでいることで御説明をさせていただいたところでございます。

今回の使用料・手数料の在り方を検討している中でも、各施設のコストを積み上げた中で検討しておりますことから、検討結果がまとまった際には、これをお示しすることはできるというふうに考えてございます。

また、市財政全般にわたりますが、市民の皆様に分かりやすく伝えるということは課題として捉えておりますので、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） その上で今回の陳情の求めは、市が方針を決定する前に市民への説明をお願いするということですが、市として、この方針決定前というのはどういう時点であると考えていて、その時点での

市民への説明は可能でしょうか、お聞かせください。

○企画財政部長（田代雄己君） 方針を決定する前という認識でございますが、検討中ということで、かなり幅広い期間があるのかなというふうに思っているところでございます。今回の使用料・手数料の在り方で考えた場合には、まず第5次行政改革大綱推進計画での取組項目として記載されまして、その後、その取組項目に則しまして使用料・手数料の在り方の検討に着手し、その後、検討委員会の会議を開催して、様々な意見によって現在も修正等を行っているような状況でございます。

また併せまして、現在事務局でも検討の段階ということで、各種の調査や各課との調整などを行いまして、様々な動きをしているということでございます。

このようなことから、方針を決定する前という、検討中という期間でございますが、かなり幅広く捉えられていることと、内容につきましては常に様々な内容が不確定ということで、常に修正等がなされているような状況でございます。そういうこともございまして、内容が不確定な状態で市民の皆様へ説明することは、市としましては混乱を招くだけだと捉えておりまして、実施することはなかなか困難ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 受益者負担の在り方を検討しているということ、また負担についてはどのようにするかということがまだ決まってないということを確認はさせていただきましたけれども、事業別のコストについては、御説明のあったとおり全協での金額等も示されています。一方で、毎回一般質問でも言わせていただいているんですけども、市民感覚に沿って、分かりやすい詳細な情報の提供もお願いしたいところであります。

例えば、公民館の1部屋を午前中使用するのに必要になるコストは幾らになるのか。あるいはまた、その施設を維持していくためには、この費用負担が市民1人当たり年間どれぐらいになるのかという、より身近で具体的な分かりやすい数字を提示してもらいたいと思っておりますけれども、現在積み上げている検討の中で何か御説明できることがあればお聞かせください。

○行政管理課長（木村 西君） 現在検討中でありますことから、まだ不確定ではございますが、受益者負担の在り方ありますので、維持管理に係る経費を算出しているところでございます。1部屋当たりの維持管理経費を算出いたしまして、現行の単価と比較するなど行っております。

例えばですが、現在の方法で維持管理費を算出いたしますと、公民館の53平米の部屋を午前中使用するのにかかりますコストは651円で、使用料は現在400円となっております。この使用料は、目的外に公民館を利用する場合に納めていただくものでございますが、現在多くの利用される団体は、651円のコストがかかっておりまして無料となっている状況でございます。

また、検討を進めるに当たりましては、コストなど具体的な金額をお示しすることで分かりやすさ、それから納得性なども考慮してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（荒幡伸一君） ほかにございますでしょうか。

○委員（中野志乃夫君） まず、今、市がいろいろ使用料の見直しを始めてるという現状、この間もやっているわけですけども、先ほどの答弁では、どうするか、値上げするとははっきり決めてないというのはそのとおりだと思いますけども。

まず考え方として、市としてね、これはもう一律、ただ単純に各使用料の見直しを行って一環なのか、そ

れとあと一方で、東大和のまちづくり、その観点からこの分野はやっぱし見直したほうがいいとか、そういう区分けをした上での話なのか、ちょっとその辺はどう考えているのかお聞かせください。

○企画財政部長（田代雄己君） 内容につきましては、繰り返しになりますけども検討中ということで、不確定な状況であります。一方で、この見直しということは、まず行政改革大綱の中で財源の確保という項目がございまして、そこでまず受益者負担の在り方を検討するというので、取組項目に掲げられているところでございます。

それと併せまして、今、東大和市としましては厳しい財政状況が今後見込まれているということでございます。今後の将来のまちづくり、持続可能なまちづくり、あるいは安定的な行政サービスを提供するために一定の財源というのにも必要であるというふうに認識しているところでございます。またそのような中で、受益者負担ということで今課長のほうからありましたように、それだけのコストがかかっておりますので、そのコストに対してこれまでどおり無料でいいのか、それとも受益者負担として本来的に何か考えるべきかということを含めて、検討しているところでございます。

ですので、まちづくり全体という視点で捉えましたら、今後の持続可能な自治体運営のために必要な検討を進めているというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） 持続可能な、いわゆる財源不足を補うためとかということが基本にあると思いますけども。その持続可能なまちづくりというの、基本的には、やはり今、各地方自治体でやれる範囲は決まってるわけですね。基本的にどうやって市税収入を上げるかとかですね。いろいろそういった財源を確保するかという観点でしか、基本的にはまちづくりの中ではやれない。

その中で、でも単純に言えば、いかに市民が住んでいただくのに、東大和市はいいまちだと、ここにずっと住み続けたいと——そういうことで、市民がより多く東大和市に集まってくるようなまちづくりをするのが基本だと思うわけです。だからこそ、子育て日本一云々ということもやはり若い世代を取り込みたいと、そういう観点からそういった政策をしてるんじゃないかと思うんですよね。実際に子育て関係に関しては、はっきり言ってすごい莫大なお金を注いでいますよね。つまり、今子育ての人たちに対して、一気に負担を求めるような見直しはしてないと思います。つまり子供たちの保育料云々とか、預けるに当たって負担をより多くして、そこから受益者負担だからお金を取ろうという判断はしてないと思うわけですよ。

つまり、それはなぜかといったら、そういうまちづくりの基本的な視点から、いかにそういった若い世代を東大和市に来ていただくか、住んでもらうかという発想で、そのことによって根本的な財源不足を補っていくっていうね、そういう観点からだと思うんですよ。

その観点からいくと、実は私は先ほど聞いたのもね、公民館とか市民センターとか市民の文化を育む、今回も市長の施政方針でも、基本的な「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と、豊かな人間性と文化を育むまちづくりを行いたい。生涯学習・生涯スポーツ推進計画に基づいてそういったことを推進していきたいと言ってるのも、まさにそういった観点で市民をより多く、人口を増やしていきたい、市民税を確保するためにもですね、よりそういったまちづくりを行うことによって、いわゆる過疎化を防ぐというのはちょっと大きいですけども、そういったまちづくりを行いたいという一環だと思うんですね。

その上でちょっと単刀直入に伺いますけども、公民館の役割とか、市民会館、それらもろもろの役割をどう認識しているのか。私は、市民文化とかいわゆる市民自治を育む、本当に一応基本中の基本が公民館等のそう

いうものだと思ってますし、そこは当然無料で使えるのが大前提でね、そのことによって、そういった人間性豊かな文化を育むまちづくりの基礎となるところだと思ってます。ですからその観点からいってどうなのか、その見直してのは、その辺の検討はどこまでやれてるんでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 検討の状況ということですけども、現在はまだ不確定な状況ということは繰り返しになりますけれども、お話をさせていただきたいと思います。

また一方で公民館ということでございますが、文化を育む施設として、いろんな文化という形ですけど、例えば、その施設を活用して活動している方以外にも様々な、御自分で活動の場を設けて自分で文化活動を行って方もいらっしゃると思いますので、そういう文化を育む中でも、施設の利用はそれぞれによって違ってくるのかなというふうに思っているところでございます。それとまた、公民館の役割の中には、コミュニティーの活性化などにも寄与しているところではないかと思っております。

また一方で、無料であるべきというお考えでございますけれども、地方自治法の規定で申し上げますと、公の施設等につきましては使用料を徴収することができるようになっております。これまでそういう形で、現在の条例も、目的に沿った使用につきましては無料ということで規定されている事実もございますので、そういうこれまでの経緯というのは十分踏まえているところでございます。

その上で、今後安定的な行政サービスを行ったり、あるいは少子高齢化ということで働き世代がだんだん減ってきたり、あるいは高齢化に伴い社会保障費が増えたり、そして公共施設の老朽化対策という新たな行政課題になったり、そういうことを見据えた中で、受益者負担の在り方を検討すべきということで、現在考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） ちょっとね、単純に目的、市民の文化を育むためのそういった人たちのためにはこのまま無料を続けて、ただ目的外の場合の現状400円という額を上げるっていう観点だと、私は分からないではないと思います。つまり現状の市民が無料で使えて、一方で目的外の場合、現状有料ですから、それに関してお金を取る、それより値段を上げるっていうんだったらまだ分かるんですけども。

ただ今の答弁だと、例えば公民館を使ってない方たちでも市民の文化活動を当然やってる。そのとおりですよ。確かにね、公民館を使わない形でもやっていますけども。じゃそういった公民館とかそういう市民全体のそういう文化的な土壌といいますかね、それを育むそういったものを無視して、それをある面無視して、市民の勝手な文化的な活動に依拠してといいますかね、頼って、豊かな人間性と文化を育むまちづくりってできるんですか。逆に生涯学習とかに言っていて、公民館って生涯学習の場としては本当に一番大事な場所ですよ。そういった人たちは本当に活発に活動してるし、いろんなことでいろんな効果を上げて、東大和市は他市に比べても公民館活動がかなり活発で、いろいろまちづくりに貢献してるという評価もされてる現状の中で、ちょっとその発想が違うんじゃないかっていうかな。つまり、文化的なまちづくりを行うその辺でね、どういう、本当に政策を考えてるのかってのが、ちょっと大変疑問に思います。

単純にあれですか、本当にもうそれとは関係なく一律でお金を取りたいっていうなら、それこそ、さっき言ったとおり、子育て政策とかにかけてるお金も全部カットして、単純に全市民から平等に金をどんどん取ってくとか、そんな政策になりかねないと思うんですよ。つまり政策的な判断もあって、この分野はやっぱし伸ばして、東大和市をPRして、より他市の市民に本当に東大和に来ていただくようなまちづくりをするのかっていう観点と、単純に一律に値上げを求めるというのは違うと思うんです。まちづくりの発想とは関係な

いところ。ただ財政危機だから値上げしましょうって発想でね。でもそれではまちづくりが成り立たないんじゃないかと思うんですけども、どうなんでしょう。

○副市長（小島昇公君） 日本一子育てしやすいまちづくりという大きな市長の施策の下に、子育て施策について一定の財源を投入しているというのは事実でございます。やはり30年後、東大和市が元気な東大和市でい続けるためには、それはなくてはならないという市長の大きな施策ですから、必然的にそちらに経費が出てくるということは、議会の皆さんの御理解をいただいて進めているというふうに理解をしております。

そして、市民文化を育むというのが大きな頭にあって、公民館や集会施設がそれに大変寄与していただいているというのは十分理解をしております。その中でやはり総合的な判断、歳入が、今回もこれから予算の御審議をいただくわけですけども、やはり東大和市の場合は市税関係がおおむね40%、一般会計の普通建設が多いか少ないかによって、40を切ったり、40をちょっと超えたりというのが、法人も個人も固定資産も含めて大体入ってくるのはその程度がこのところの状況でございます。

そんな中で先を見据えまして、市民の皆様にとって、私どもの目的というのは住民福祉の向上でございますから、何を選択したらいいかと。受益者負担という部分も、当然財政状況が厳しい中では一定の皆さんの御理解をいただく中で御負担もいただかなければならないものも出てきます。ただのほうがいい、安いほうがいいというのは皆さんの総意だと思いますけども、こういう条件ならこのぐらいというところを総合的に判断をして、事業を進めたいというふうに考えてございます。

現状は、先ほど来、部長も課長も答弁させていただいておりますが、まだ検討中でございますので、具体的にこうですよというのはこの場でお答えはできないということで、御了承賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） 今副市長の答弁からすると、受益者負担だということ言い方をされておりますけども。そしたら、どう考えても公民館とか市民センターとか、使用料を見直したいという形とかうかがえないんですけども。ここに市長の施政方針で言った、豊かな人間性と文化を育むまちづくりですね。生涯学習、生涯スポーツ推進云々ということも含めてですね、この辺はつまり市民にお任せして、市としては予算的にもほとんど何もしないよという姿勢になるんですか。つまりそこはどうなんですか。

○副市長（小島昇公君） 非常に財布の中が厳しい状況ですので、市長があればこれからは、あれかこれかかっていうことで御指示をいただいております。そういう中で、やはり今一番必要なものは何かというところで吟味をした上で、予算については検討して提案させていただいて、議会で御審議を賜るというふうに考えてございます。

ですから、あれもこれもみんな切るという考えは毛頭ございません。何が今できる範囲で一番必要かということを真摯に検討した上で、御提案をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 済みません。ちょっと長くなるかもしれませんが、10点ばかりに分けてお伺いしたいと思います。一気に言っちゃいます。

じゃまず初めに、この陳情では、公民館・集会所等の使用料の見直し（有料化）内容について、市が方針決定する前についていうふうにあるんですけども、そもそも市はこれらの見直しについて、具体的に市民に対して検討状況を示したことはこれまであったのかどうか。先ほどの御答弁のとおり、議員については全協で資料をいただいたりだとか、必要があれば資料を求めに応じて出していただいたりとかいろいろありましたけど、市

民との関係はどうなのかってことをまず伺います。

それから2番目ですけども、開かれた市政をうたう以上、市民に検討状況を明らかに示して是非を問うというのは当然のことだと思います。いつ、市報など誰もが目にする形で検討状況を明らかにできるのか。それから、陳情資料にある使用料・手数料の検討についてのスケジュールには、検討結果を具体化した形で市民の意見を聴く機会が記載されていないように思えるんですが、予定がないということなのかどうか。

それから3番目ですが、第5次行革大綱ですね。これの推進計画では使用料・手数料の在り方について、今年度中に方針を決定するということになっています。また陳情資料にある使用料・手数料の検討のスケジュールですけども、これには今年の1月に検討結果により方向性を確定して、2月には見直しに係る基本方針の改定、それから3月には市議会に情報提供、4月には基本方針の公表と、こういうふうにあるんですけども、今現在のところ、議会にもこういう形では示されていないわけですが、具体的には今このスケジュール、どういうふうに進んでいるのかということをお伺いします。

4番目ですが、公民館及び老人福祉館、それから市民センター、集会所、学校体育館・校庭、郷土博物館など公共施設の有料化、私は行うべきではないと考えます。今年の1月8日に開いている第5回の使用料・手数料等検討部会の資料の中では、使用料の減額及び免除の適正化という項目で現状の減免規定を整理していますが、集会所、老人福祉施設、学習等共用施設、郷土博物館、公民館、小中学校施設、どれをとっても現行の条文を素直に読めば、その目的から使用料の徴収はできない規定になっているかと思うんですが、いかがでしょうか。

それから5番目ですが、昨年2月6日に開催されてる、第1回使用料・手数料等検討部会の資料も見させていただきましたが、この中では、公民館、学習等共用施設、集会所、老人福祉施設を全面有料化し、減価償却分を含めて値上げした場合、全部で幾らになると試算しているのか。それから第5回の検討部会では、現行では免除になっている社会教育活動などによる小中学校施設の使用についても、これを有料化の検討をするということですが、これはどれだけの収入を見込んでいるのかということですか。

それから6番目、第5回の検討部会で、老人福祉施設の入浴料の徴収も触れています。100円、200円、300円と試算をしているわけですが、どれほどの収入を得ようとしているのか。また、この施設は災害時の対応ってことでも大事な施設かというふうに考えるんですが、維持すべきではないかと考えますがいかがか。

7番目、現在の集会所、学習等共用施設、老人福祉施設、公民館いずれも目的に沿った使用は無料としています。第5回の検討部会の資料の中では、使用料の減額及び免除の適正化という項目がありますけども。この中では、集会所、学習等共用施設、それから老人福祉施設は目的外利用のうち、免除となった件数、金額についても触れていますが、公民館だけなぜか目的利用の回数、金額も書かれています。これなぜ公民館だけ抜き出してこの目的利用の金額を掲載されたのか、お考えがあるんだしたら伺います。

あと8番目ですが、同じく第5回の検討部会の中で、新規の徴収として使用料・手数料等を徴収しない、また規定がないサービスについて、他市の状況を参考に新規の設置の必要性を検討するとあり、他市の状況として公民館などを挙げています。さきに指摘をしたとおり、規定がないから徴収していなかったのではなくて、規定があったから徴収をしてこなかったのではないのでしょうか。

それから9番目、その他使用料・手数料等の見直しについてという項目の中で、各公民館、市民センター、地区会館の単位面積当たりの人件費を除く1時間当たりの経費、これを割り出して各施設の面積と使用時間に乗じて原価とされています。しかし、開館時間だけが施設が稼働している時間として計算されているこの計算

自体に、不自然な過程があるのではないのでしょうか。昨年の豪雨災害のような状況がいつ起こるともしれない中で、365日24時間にわたって災害時の避難所として待機状態で、常時活用されてるってことが全く反映されてないのではないのでしょうか。またその部分も含めて、施設の利用者となる可能性は全住民にあるのではないのでしょうか。受益者とそうでない人を一体どうやって合理的に区別をすることができるのか、お考えを伺います。

最後10番目ですが、将来の施設維持に多額の財源が必要だということが、有料化推進の理由の一つになっているわけですが、それは住民だけの責任なんではないのでしょうか。例えば東京都市町村自治調査会が平成27年3月に発行した、市町村の公共施設の運営に関する調査研究報告書というものがありますが、これによれば、東大和市が公共施設の維持補修費、普通建設事業費に費やしてきた費用は、22年から24年度にかけて26市の中で比較をすると、実に最下位であったということが分かります。お金がかかり過ぎるところか、今まで適切にお金をかけてこなかったことが、他市に見劣りするほど施設が老朽化している最大の原因ではないのでしょうか。適切な老朽化対策を怠ってきた市の責任を専ら市民に負わせようとする事自体に、誤りがあるのではないのでしょうか。市はこうした事実を認識しているのかどうか伺います。

以上です。

○行政管理課長（木村 西君） 1点目の検討状況でございますが、繰り返しとなりますが、現在検討中でございますので、その内容も決まっているものではございません。したがって、市民の皆様にはお示しはしていないという状況でございます。

また2点目でございます。いつ市報などに検討状況を明らかにするのかわかるというところでは、ただいまの御説明と重複いたしますが、現在検討中でございますので、まだそのあたりは明らかにしてございません。そして、今後市民の意見を聴く機会というところがございますが、市のパブリックコメント制度におきましては、市税、分担金、使用料及び手数料の徴収、その他金銭の徴収に関する場合につきましては、金銭の徴収に関する施策におきまして住民負担は誰でも負担が軽いことを望む。また市の財政的基礎に関わる問題でありますことから、実施しないということができると規定されております。このような性格を持つものでございますが、現段階では受益者負担の在り方を検討中でございますので、負担を求める求めないは決まっておきませんので、方針決定後の進め方につきましても決定しているものではございません。

3点目でございます。具体的にどこまで検討しているかということでございます。現在市内の検討委員会等で検討中ございまして、内容につきましては決まったものはないという状況でございます。

4点目でございますが、現行の条例のままでございますと、例えば目的に沿った利用の場合などは使用料の徴収はできないと考えてございます。一方で地方自治法の規定では、使用料の徴収は可能となっておりますので、もし新たな形で負担をお願いする場合につきましては、条例の必要な部分を改正するというところで考えているところでございます。

5点目でございます。収入の見込みでございます。第1回の検討部会におきましては、平成29年度の利用状況によりまして減価償却費を含んだ試算額として、当時約2,580万円と試算したところでございます。またあくまでも試算額でございますので、検討する際の参考としているものでございます。

それから6点目でございます。老人福祉施設の関係でございます。老人福祉施設につきましては、老人憩の家の設置運営について、また老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営についてというような通知もございまして、この内容、また他市状況も含めながら検討をしているというところでございます。

7点目でございます。部会の資料等で、公民館だけ目的利用の金額が掲載されているというところでございますが、公民館におきましては、目的外利用の場合の免除の件数が、集計上、目的利用の中に合算して集計しておりましたことから、他の施設と異なる表記となったものでございます。

それから8点目でございます。規定がないから徴収していなかったのではなく、規定があったから徴収してこなかったのではないかとこのところでございますが、現在条例では、目的外利用の場合に使用料を徴収するような規定となっております。繰り返しとなりますが、自治法の規定によりまして施設の利用に当たっては使用料の徴収ができること。施設の維持管理には費用がかかっておりますことから、現在、在り方を検討しているという状況でございます。

それから9点目でございます。9点目につきましては原価計算についてでございます。原価計算につきましては、利用されている方、また団体が実際に使用しております面積、時間で原価を計算しているところでございます。施設の共用部分や通常利用されていない時間につきましては、市が負担しているというようところで捉えているところでございます。

以上でございます。

○企画財政部長（田代雄己君） 最後の御質疑の中で、維持管理費等を市が負担をしてこなかったのではないかとというような御質疑でした。これまで市のほうでも予算を組ませていただいて、もちろん普通建設事業もございますけれども、行政サービスを行ってまいりました。そういう中で、結果的にそのような数字が積み上がってるといことで認識しているところでございます。

また一方で、近年は耐震化工事などを積極的に進めまして、大規模改修なども公民館など行っているところでございますので、これは22年から24年度ということの資料でございますので、近年の状況を見るともう少し数字が違った結果になっているのかなというふうに思っているところでございます。

また一方で、将来の負担ですね。今後厳しい財政状況が続くこともあり、それで一つの、例えば、施設維持にコストがかかっているということで、それらを利用する方々に適切な対価という形で御負担をお願いするような、そういうお願いをするかどうかを含めてトータルで検討しているところでございます。今後、受益者負担の在り方、将来に向けた検討の必要性ということで検討を続けているというところでございます。

それと、申し訳ございません。1点補足でございます。パブリックコメントの御質疑の中で……、ごめんなさい。市民への説明、皆さんへの説明の中でパブリックコメントの例を出させていただきましたけれども、もともとパブリックコメントを扱う根拠ですかね。做っている事例としましては、地方自治法の74条の1項のほうに、条例の制定または改廃請求という規定がございます。こちらは直接請求の規定でございますけれども、こちらでは、条例が対象になってるんですが、ただし地方税の賦課徴収や分担金・使用料及び手数料の徴収に関するものを除くということで、地方自治法に規定されているところでございます。

この地方自治法の逐条によれば、このような除かれているものっていうのは地方公共団体の財政的基礎を危うくし、その存在を脅かすものがあると認められるから、直接請求の対象から除かれているということでございます。そういう趣旨も鑑みまして、パブリックコメントではそういう内容としているところでございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） パブリックコメントって大事な制度ではあるんだけど、実際に意見を出されたりとかする数っていうと、非常に関係者との数っていうと少ない数しか、率直に言って集まってこないということもあるわけですね。多くの方が、こういうことをやり取りしてること自体知らないまま事が進んでいくと

いうことは留意しておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

最初に部長のほうからの、内容が固まらないうちから市民にいろいろ情報を出すっていうのは、余計な混乱を招くからよくないんじゃないかっていう、そういうお考えから具体的なものを市民に出してないっていうお話だったわけですけども。この総務委員会でも幾つか、公共施設管理のことでは視察に行ったりしましたけども、例えば佐倉市なんかのように、小学校の統廃合を含めて施設の大規模な改修をやる時なんかは、早くから市民に情報を出して、その中でいろいろ内容の変更もしながら、住民の納得を得た上で住民の福祉に役立つような施設に変えていったというようなお話も聞いてきたばかりでありますし、行った委員の方たちは皆さん、ああなるほどなるほどと納得して帰ったということもありますので、やっぱりそういう早くから情報を出して、住民の皆さんと一緒に考えていただくということがまずないといけないんじゃないかなと思います。

この公の施設の使用料については、地方自治法の244条で示している住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するためにこういう施設があるんだっていうふうに説明しているわけでもありますけれども。このまちに限って言えば、いろいろ自治体によって様々だと思いますけど、このまちに限って言えば、これまでの経過から言えば若干の費用負担を求めるよりも無料にして、施設利用を最大化することによってもたらされる効果を期待して、住民がそのように、つまり無料で運営しようという意思決定をしてきた結果として、今日の無料っていうことがあるのだと思います。

使用料徴収については、そういったことに重きを置いて市民の皆さんに問うべきではないかというふうに思います。

以上です。

○委員長（荒幡伸一君） 今のは意見ですか。

○委員（森田真一君） 意見です。ごめんなさい。

○委員長（荒幡伸一君） ほかに質疑ございますでしょうか。

○委員（大后治雄君） この当該基本方針につきまして、そもそもの方針の性格を伺いたと思います。例えば予算編成方針などの場合の方針との、性格の同異というのはどうなのかということでもあります。お願いします。

○企画財政部長（田代雄己君） 方針についてでございますが、方針で考えますと、市長や市のほうで取組を進めるに当たりまして目指すべき方向性について、市長や市などが自らの考えを示したものであるというふうに捉えているところでございます。自らの考えを示す、表明するという点では、予算編成方針でも陳情者が述べている方針でも同じであると考えております。

以上でございます。

○委員（大后治雄君） 予算編成方針であれば、選挙でただ1人選ばれた政治家である市長自身の意向そのものでありまして、まさしく市長の専権事項でありますから、一般市民の意向を考慮する法的義務というのは全くないということは、皆さんも御承知のとおりであります。

したがって、当該基本方針が予算編成方針と性格を同じくする方針であるならば、市長の意向を単に公に表明するだけの段取りに過ぎないものでありますので、方針表明前の方針案を一般市民に公表してしまえば、直ちにそれが方針の表明、すなわち決定にほかならないことになりまして、市すなわち市長というのは、不確実な内容や市民の無用な混乱を招くような内容の段階で、先ほど答弁もありましたけども、軽々に外部に表明すべきではないということは自明であるというふうに思います。

方針決定の前であるか後であるかという議論というのは、この際そもそも何ら意味を持たないものであると

考えざるを得ないのかなということも、申し添えておきます。

以上です。

○委員長（荒幡伸一君） ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（東口正美君） 今他の委員の意見等の表明もあったかと思えます。今回質疑を通しまして、公明会派としては慎重審議が必要だということと、またふだんから行政コストの明示に心がけていくことが重要だというふうな考えは、質疑の中で示したと思っているんですけども。

一方で、今他の委員がおっしゃったように、方針を決定する前というのは非常に曖昧な時期、どこが前なのかということ是非常に捉え難いものでありますので、あくまでもやはりこれは方針が決定されるから御説明することができるんだということが、理解ができました。

また先ほども言ったように、方針を決定する前の論議というのは、かえって抽象化になってしまうと思いますので、市は様々な検討を行って一定の方針を決めていくということが仕事であり責任でありますし、またその方針を決定するというのが市長ができる、市長に託されていることだと思っております。

一方でまた方針が決定された上で——済みません、言葉が紛らわしかったのもう一回ちゃんと言いますね。市が検討して方針を決定することが仕事だし責任であります。それは市長の決裁の下に方針を決定していくことであると思います。一方で、方針が決定された後は、やはり市民への丁寧な説明は必要だと思っておりますので、今陳情が求める、この方針を決定する前の説明ということは基本的には無理なことだというふうに理解をいたします。

○委員長（荒幡伸一君） ほかにございますでしょうか。

○委員（和地仁美君） 自由討議なので自由に。質疑ではないんですけども。

今陳情については、有料化を目指しているんじゃないかという懸念の下、決定したことに対して反対をしている内容ではなくて、市が有料化を目指しているんじゃないかという懸念の下、そしてそれを目指しているのなら、それを決める前に説明してねっていう陳情だと思うんですね。先ほどいろいろな方の質疑の内容を聞いていますと、この陳情が、もう有料化が決定したことに反対しているというような感じを受けかねる、そういった印象を受ける質疑がちょっと多かったのかなと思って聞いてました。

決定する前に市民の意見を言える機会をつくったり、検討内容を説明するようになってことを求めている陳情なんですけれども、先ほどの他の委員の質疑の中でも、やはり決定をしてからの丁寧な説明、そしてその根拠を市民が理解しやすいような形でやることではないのかなっていうふうに思いましたし、最終的には、もし値上げとか有料化ってなった場合は条例改正が要る中で、それは市議会の議決を経なければいけないものですので、そのプロセスをたどるということだと考えると、それを逸脱して市がやってることではないので、この陳情内容は時期尚早かなっていうような気もしています。

一方で、ちょっと直接関係ないんですけども、私が住んでいる高木というところは、こういった公的な集まる場所がなく、神社の社務所を地域住民の自治会の方たちで年に何回も、自分たちが汗をかいて掃除をして、

そして公的な集まり以外は皆さん、神社のものでですから使用料を払って使って文化活動してます。高木の地域は。そこでこの話が広がっちゃうと、じゃ高木にもそういう場所を造ってくれっていうふうに、何て言うんですかね、誰でも市民が同じ機会均等で同じ条件でっていうことを、そこに走ってしまうと、何て言うんでしょう、ちょっと何かもう少し皆さん大きく考えていただけたらなと思いながら聞いてました。

というのは、やはり持続可能になっていうことについて言うと、これから人口が減ってきた中でも、例えば維持管理ができなくて、人口比で1個公民館を閉めましようみたいな将来の話になるほうが、私は市の文化度の低下を招くというふうに思っておりますので。最終的な方針が出ていないので、有料化ありきで私はこの話をこれ以上するつもりはありませんけれども、本当に20年後、30年後、市民が安心して文化活動ができる。その安心イコール無料ではありませんので、現実的にそういった活動をきちんとした環境の中でできるっていうことに沿った形で、多分、市も検討を進めてくれていると私は信用しておりますので、その信用の下で、先ほど言った本当に決まってからは議決を経る。その後の丁寧な説明っていうのは、ほかの委員が言っていたように、やっぱり市民にはしていただきたいっていうふうに思うところですので、そのあたりを、この陳情趣旨をもう一度、皆さんよく理解して結論を出していただければなというふうに思いました。

○委員長（荒幡伸一君） ほかにございますでしょうか。

○委員（森田真一君） 質疑のところ、ちょっと私の思いも入っちゃいましたんで、陳情があたかも有料化に真っ向から反対しているような、そういうような論調になるのではないかと、ちょっと誤解を与えてしまうようなところもあったのかと思いますが、そこは整理をしたいというふうに思います。

いずれにしても、住民の声なしには公民館や市民センター含めた公の施設の維持っていうのは、私は成り立たないものだと思うんですね。先ほども他の委員から、神社の社務所を使ったりとかしてね、自分たちで全く100%自治でっていうたらいいんですかね。そういうやり方でやってるよっていうようなお話もあって、それは全くすばらしいことだと思うんだけど。じゃ公民館がただでフリーライドしているかっていうと全然そんなことなく、上北台公民館の皆さんなんか、年末だか年始の大掃除なんか一緒に手伝ってやったりだとか、狭山公民館の利用者の皆さんなんか草むしりを暑い中やられたりだとか、汗かいてるっていうことではあれば幾らでも挙げられるわけです。それが行政のほうで必要としてることと、十分足りるかどうかっていうことは別としてもね、住民も参加してその維持をしていこうっていう、そういう努力っていうのはぜひ見ていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（荒幡伸一君） ほかに自由討議ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） 2第2号陳情 市が検討している公民館・集会所等の使用料見直し（有料化）内容について、市が方針決定する前に市民への説明と市民が意見を述べる機会を求める陳情に、賛成の立場で討論いたします。

本陳情は、有料化の是非そのものは問わず、少なくとも開かれた市政をうたう以上、市民に検討状況は逐次

明らかにしながら、決定をする前にその是非を市民に問うのが当然という立場です。少なくとも検討内容を明らかにして、影響を受ける市民の意見を聴く機会を設けるべきとする本陳情は、十分理解ができるものであります。

我が党は、公民館、老人福祉館、市民センター、集会所や学校体育館・校庭、郷土博物館などの公共施設の有料化は行うべきではないと考えています。公民館等の有料化は、現実と乖離した方法で高コストが導き出され、括弧付きの受益者負担を求めているからです。日本は、OECD諸国の中でも際立って公的教育費の支出が少ないことが指摘をされているところです。これを支えてきたのが受益者負担。市場で対価を払うことでしかサービスを楽しむ権利がないという考え方です。

しかし、公民館などの活動は市場原理とは全く別物で、地域住民の共同で管理する公共財を利用して住民の知的水準を向上させ、社会的連帯を育む場にほかなりません。人口減少に歯止めがかからない、少子高齢化で将来税収が減るといって市町村合併などに走った自治体では、地域住民のよりどころとなる公共施設を次々廃止し、それが一層地域の力を弱めることとなり、さらなるコストカットを繰り返すという展望なき負のスパイラルに陥ったケースがあまたあります。

陳情者が呼びかけた有料化に対する意見を交わす会では、100人近い住民が参加をしたといいます。地域の高齢者を集めて元気ゆうゆう体操を行い、市の予防介護事業に積極的に協力しているという方からは、有料化をすれば会場費の負担で茶菓代も出なくなる。体操を続けるのが困難になるという声。高齢者が多い文化サークルの主催者からは、会場費の負担で指導者を呼べなくなる。年金生活者が多く、会費の値上げもできないといった切実な意見が多数出されたと聞きました。

こうした声に真摯に向き合い、納得のいく形で柔軟な計画を進めることを要望して、本陳情に賛成をするものであります。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 本陳情に賛成の立場で意見を言います。

ちょっと私とすれば、この委員会で反対もなく満場一致でこれが通ると勝手に解釈してましたけど、皆さんの質疑を聞いてるとどうもそうじゃなさそうなので、ここでちょっと意見を申し述べさせていただきますけども。

そもそも、まちづくりの観点から言って、公民館の果たす役割、またそういった市民会館も含めてですね。学習等共用施設ですね。郷土博物館、公民館、小中学校施設もそうですけども。やはりまちづくりの観点から言っても非常に重要な、市民がそこで関わり、また文化的な活動を行う、社会的な住民自治意識を育む上でも極めて基本的な大事な施設であると考えております。つまり、そこに対して実際使用料の見直しをしているということ自体が既に、当然将来的に負担を求めることを計画してると考えるのは当然です。つまり、する必要がなければそもそも見直しなんかしないわけですから。

ですから、先ほどの答弁の中でも、現状財政状況が厳しいということが必ず2つ目にその言葉が出てきて、何とかそういう検討もしなくちゃいけないということですから。私からすれば、市民が当然こういう危惧を持つのは当たり前といいますか、市は値上げを前提で、住民からやはり少しでも受益者負担の名目で使用料を取ってという発想だと思うんです。

ですから、それに対してやはりこれは明確に、まちづくりの観点から言ってもおかしいんじゃないかと。基本的にどういうまちづくりを行うかっていう、その姿勢をやはり持つべきだし、そうであれば今回の、先ほど

も言いましたけど、市長の施政方針で言っていることと矛盾も生じてしまうとしか私は思えませんので、やはりここはこの市民の危惧を本当に捉えて、議会としてもやはりもう一度この陳情に賛成した上で、もう一度市の姿勢についてやっぱし考える必要がある。そういった観点から、この陳情に賛成の討論といたします。

○委員長（荒幡伸一君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時35分 開議

○委員長（荒幡伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

2第2号陳情 市が検討している公民館・集会所等の使用料見直し（有料化）内容について、市が方針決定する前に市民への説明と市民が意見を述べる機会を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（荒幡伸一君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

ここで、説明員入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 開議

○委員長（荒幡伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（荒幡伸一君） 次に、所管事務調査、市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関する事、本件を議題に供します。

本件につきましては、市側から、令和元年12月から令和2年2月までの災害対応等について、お手元の資料のとおり報告がありましたので、御確認をお願いいたします。

この資料について質疑等ございましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（中野志乃夫君） 1点だけ。ちょっとこの東大和警察からの資料で出されてる特殊詐欺ってのは、例のオレオレ詐欺みたいなやつだと思うんですけど。これ被害額までは言われてます。そこまでは。

○総務部参事（東 栄一君） この31年についての金額については、申し訳ございません、把握してございませんで——参考になるか分かりませんが、30年につきましては約1,430万円ということでございました。それから29年につきましては1,840万円ということでございます。あと31年の半年ですね、半年分につきましては約

400万というお話を伺っています。

以上でございます。

○委員長（荒幡伸一君） ほかにございますでしょうか。

○委員（東口正美君） 全体的に件数が減ってるということで、嬉しいかなと思うんですけども、突出した数字のところだけ確認させてください。

自転車の盗難が減っているこの背景、当市は自転車置場の有料化とかも行ったんですけども、関係性があるかどうかっていうことと、一方で車上ねらいが増えてしまっているということで、この辺の背景も何かあれば教えていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 2件御質疑いただきましたけども、自転車盗難がここで減ってることについての自転車駐輪場の有料化が相関してるのかってことにつきましては、警察のほうに聞いてみたんですが、正直分からないところがございます。ただこれ5年間を見ても、27年だと404件ありまして、ちょっと続けて言いますが、28年が359件、29年が407件、30年が307件で、31年が276件と、過去5年ぐらいを比べますとかなり減ってるというところがありますので、もしかしたらあるんじゃないかという推測だけは、私どもしているところがございます。

それから車上ねらいにつきましても、5年間で言いますと、27年が8件、28年が10件、29年が13件で、30年9件で、31年26件ということで、この31年だけが突出して多くなったという状況になっていますので、これも推測でしかないんですけども、たまたまその31年に常習するような犯罪者が累犯しているという形じゃないのかなっていうふうに推測してるところでございます。

以上でございます。

○委員長（荒幡伸一君） ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） よろしいですか。

以上で本件の報告を終了いたします。

○委員長（荒幡伸一君） これをもって、令和2年第1回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前10時41分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 荒 幡 伸 一